

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社にシステムエンジニアとして採用され、システム開発の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Bクリニックに受診し「アスペルガー障害」と診断され、治療を継続していたところ、平成〇年〇月〇日、妻に対する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（現：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）（平成13年法律第31号）違反容疑で逮捕、勾留され、会社から自宅謹慎を命じられた後、同年〇月〇日、退職した。請求人は、同月〇日、同クリニックにおいて「うつ病」と診断され、その後、「適応障害」と診断された。請求人によれば、平成〇年〇月頃から仕事を与えてもらえなくなり、その後、上司から強いパワーハラスメントを繰り返し受けてきたという。
- 3 請求人は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求（以下「前回請求」という。）したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが棄却され、再審査請求をしたものの、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（以下「前裁決」という。）。
- 4 本件は、請求人が前回請求の後続請求として、「適応障害」の傷病名で休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案

である。

- 5 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断

本件は、前裁決に係る請求人に発病した精神障害についての後続請求である。BクリニックC医師は、今回請求の休業補償給付支給請求書では、傷病名を適応障害と変更しているものの、その他請求人の業務上の負荷に係る新たな証拠等は提出されておらず、当審査会は、前裁決同様、請求人に発症した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

- 3 結 論

以上のおおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおり裁決する。